

佐賀県公安委員会告示第一号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十九条第一項の規定による指定を受けた財団法人佐賀県防犯協会から、事務所の所在地を変更する旨の届出があつた。

平成二十一年七月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 山口久美子

名称		所在地		変更届出月日
財団法人佐賀県防犯協会		新	佐賀市天神一丁目二番五五号	平成二一・六
旧	佐賀市与賀町二番三号			・一七